

第24回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年8月26日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 10名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

4番 篠 原 弘

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 7 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告
について
- 日程第 10 議案第 5 号 土地の現況証明願について
- 日程第 11 議案第 6 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 12 議案第 7 号 令和 4 年度浜中町農業委員会補正予算の提出について
- 日程第 13 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第24回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ10名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。
天候不順で何かと農作業が思うように進まない中、国内外の政治経済の状況も不穏な空気が流れている状況でございます。
また肥料価格の発表があり、国の対策も出揃いましたが飼料の高騰も続き、酪農経済情勢が近年に無いくらいの内容になっていることが心配されます。このような状態が続くと、離農や営農中止が増えることが考えられます。
来月からは農地部会や地元の調整会議など皆様方の仕事も増えてくると思いますので対応をよろしくお願いいたします。
さて、本日は議案7件となっております。慎重審議をお願いして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、11番阿部委員、1番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は〇〇〇西〇線〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇〇〇〇〇〇〇m²、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第1号の質疑を行います。本案については、〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇退席)

それでは、これから議案第1号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

(〇〇〇〇入室)

日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定1件の許可申請でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は円朱別西〇線〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行うものです。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

長島 主事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号について、4番篠原委員、お願いします。

篠原 委員

議案第2号の補足説明を行います。

〇〇〇氏から〇〇〇〇氏への賃貸借でございますが、面積〇〇〇〇〇〇〇㎡を〇〇氏一人で使用するようになります。今後〇〇氏は規模拡大を考えておりますし、〇〇氏が有効活用すれば問題ないと考えます。

議 長

ありがとうございました。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放
牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本
文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可
を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されており、
これによる農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申
請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間
内に都道府県知事に進達することとなっております。

また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都
道府県農業会議への意見聴取が必要とされており、30アールを超える農地転用の
意見聴取は「必須」、30アール以下の農地転用の意見聴取は「任意」とされてお
りますが、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則として
農業会議へ意見聴取することとなっております。

本案は1件の許可申請でございますが、申請者は茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇
〇氏で、経営規模拡大により新たに牛舎を建設するため、〇〇〇氏所有地、〇〇〇
〇〇〇㎡のうち建設に必要な面積〇〇〇〇〇㎡を賃貸借し、永久転用しようとする
ものでございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、篠原委員、百々委員、事
務局2名により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案は北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第2号様式
で定める意見書を付して送付しようとするものでございます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、概略につきましては長島主事
より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は2件の報告でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号2は、円朱別西〇線〇番地〇、株式会社〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから議案第4号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に整理番号2について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、2件の現況証明願でございますが、浜農委4-14号の願い出人は、円朱別西〇線〇番地〇、株式会社〇〇〇〇〇、願い出地は円朱別西〇線〇番〇、〇筆、面積〇〇〇〇〇m²で、機械庫建設のための現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、篠原委員、百々委員、事務局2名で〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委4-15号の願い出人は、茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は円朱別西〇線〇〇番、〇筆、面積〇〇〇〇〇m²で、登記地目の変更を目的

とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、篠原委員、百々委員、事務局2名により○月○○日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、浜農委4-14号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委4-15号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委4-14号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委4-14号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委4-15号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

す。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第6号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借の設定4件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1から4は、〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借の設定で、整理番号1の対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号2の対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号3の対象地は茶内西〇線〇〇〇番〇、ほか〇〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号4の対象地は姉別基線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を姉別基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。本案については、整理番号1から4において〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇退席)

それでは、これから議案第6号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 令和4年度浜中町農業委員会補正予算についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号 令和4年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

この度の補正は、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業によるタブレット端末の購入に係る予算要求でございます。

まず歳入の説明をさせていただきます。16款 道支出金、農業委員会情報収集等業務効率化支援事業補助は〇〇万〇〇〇〇円の予算計上でございます。

次に、歳出の説明を事業名ごとにさせていただきます。5款1項1目、農業委員会費の「農業委員会委員に要する経費」の補正予算総額は、〇〇万〇〇〇〇円、

次に、「農業委員会事務局に要する経費」の補正予算総額は、〇〇万〇〇〇〇円の予算計上、となっております。

以上、令和4年度浜中町農業委員会補正予算についてご説明申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案につきましては、〇月〇〇日開催の農政部会において、承認をいただき、ご提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第7号の質疑を行います。
質疑ありませんか。
1番嵯峨委員。

嵯 峨 委 員

MDM利用料が事務局分に予算計上されない理由は何故なのか。

農政係 長

契約会社に問い合わせしたところ、農業委員分にはMDM利用料が発生し、事務局分はMDM利用料が発生しない契約になっていると報告がありました。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局 長 次回総会について、9月28日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、9月28日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、9月28日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第24回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時15分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

11番 阿部栄子

浜中町農業委員会

1番 嵯峨弘巳